

屋 外 広 告 物 許 可 申 請 書									
東京都屋外広告物条例 第 条 の規定により許可を受けたいので、下記のとおり申請します。									
昭島市長 殿									
申請者 住所 氏 名 電 話 () 〔法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕									
記									
1	表示又は設置の場所								
2	表 示 内 容								
3	表示又は設置の態様		位置	土地 建築物(屋上・壁面・突出)その他		照明	ネオン管(露出・赤色・その他)点滅 その他		
4	広 告 物 の 規 模		縦(メートル) A	横(メートル) B	面数 C	合計面積 (平方メートル) A×B×C	数 量		
							基 枚 台 個 張		
5	表 示 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで						
6	屋外広告物管理者	(1) 住 所							
		(2) 氏 名							
		(3) 電 話							
		(4) 資 格							
7	そ の 他		別紙のとおり						
※ 受 付 欄	都・建築指導事務所		受 付 機 関		納 入 確 認		手 数 料		
							種 別		
							数 量	広告塔又は広告板	(5 平方メートル毎)
								その他の広告物	基 枚 台 個 張
								単 価	
							金 額		円
(注意) 1 所定の欄を記入の上、該当事項を○で囲んでください。 2 6 の屋外広告物管理者の欄については、原則として記入は不要です。なお、同欄に記入がある場合には、東京都屋外広告物条例施行規則第 3 条で定める広告物等を表示又は設置する場合に必要となる屋外広告物管理者設置届の提出が不要となります。記入する場合には、(4)の資格の欄に東京都屋外広告物条例施行規則第 2 条各号に定める屋外広告物管理者の資格の名称を記入するとともに、その資格を証する書面を添付してください。 3 ※印のある欄は、記入しないでください。									

別紙
(表)

1 広 告 物 の 種 類		広告塔 広告板 小型広告板 はり紙 はり札等 広告旗 立看板等 電柱又は街路灯柱の利用広告 標識利用広告 宣伝車 車体利用広告 アドバルーン 広告幕 アーチ 装飾街路灯 店頭装飾			
2 用 途 地 域 等		第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業 地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 第一種低層住居専用地 域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中 高層住居専用地域 緑地保全地区 旧美観地区 風致地区 第一種文 教地区 市街化調整区域 条例第6条第4号及び第5号の規定により定 められた地域 条例第8条第4号の規定により定められた地域			
3 禁止区域に該当する場合		条例第6条第 号	4 第一種低層住居専用 地域又は第二種低層住 居専用地域の境界線か らの距離	メートル	
5 道路、鉄 道及び軌 道の沿道 等	(1) 道 路	道 路(道路名)の からの距離		メートル 市街化調整区域の内・外	
	(2) 高速道路	高速道路(道路名)の からの距離		メートル	
	(3) 鉄 道	鉄 道(鉄道名)の からの距離		メートル	
	(4) 軌 道	軌 道(軌道名)の からの距離		メートル	
6 表 示 又 は 設 置 の 限 度		A 建築物の高さ B 広告物の高さの限度($A \times 2 / 3$) C 表示又は設置の限度($A + B$)			
7 一壁面 における 総表示面 積の限度	(1) 壁面面積	平 方 メートル	8 一建築物 における総 表示面積 の限度	(1) 建築物の壁面 面積	平 方 メートル
	(2) 総表示面 積の限度 ($(1) \times 3 / 10$)	平 方 メートル		(2) 総表示面積の 限度 ($(1) \times 6 / 10$)	平 方 メートル
	(3) 広告物の 既表示面積	平 方 メートル		(3) 広告物の既表 示面積	平 方 メートル
	(4) 今回表示 面積	平 方 メートル		(4) 今回表示面積	平 方 メートル
9 工 作 物 の 確 認		年 月 日 第 号			
10 道 路 占 用 の 許 可		年 月 日 第 号			
11 前 回 許 可		年 月 日 第 号 (年月日から年月日まで)			
12 設計者	(1) 住 所				
	(2) 氏 名				
	(3) 資 格	()級建築士・()登録 第 号			
	(4) 建築士事務所	()級建築士事務所・()登録 第 号			
13 施工者	(1) 住 所				
	(2) 氏 名				
	(3) 屋外広告業登録 番号	年 月 日 第 号			
	(4) 建設業	()許 可 第 号			
	(5) 電気工事業	()登 録 第 号			

(日本工業規格 A 列4番)

(裏)

14 条例第6条第4号及び第5号の規定により定められた地域	(1) 文化財等から展望できない広告物等		該当する 展望できない理由 () 該当しない	
	(2) 地盤面からの高さ		()メートル (20メートル未満は、(3)の記入不要)	
	(3) 基準を超える彩度の使用割合の限度		広告物の表示面積 A	平方メートル
			基準を超える彩度の使用割合の限度 ($A \times 1/3$)	平方メートル
			基準を超える彩度の使用面積	平方メートル
15 条例第8条第4号の規定により定められた地域	(1) 広告物の目的		自家用広告物 その他の広告物()	
	(2) 地盤面からの高さ		()メートル (10メートル未満は、(3)の記入不要)	
	(3) 基準を超える彩度の使用割合の限度		広告物の表示面積 A	平方メートル
			基準を超える彩度の使用割合の限度 ($A \times 1/3$)	平方メートル
			基準を超える彩度の使用面積	平方メートル
	(4) 照明	種類	ネオン管(露出・その他)、LED、その他	
色		赤色光、黄色光、その他()		
(注意) 1 所定の欄を記入の上、該当事項を○で囲んでください。 2 7(1)壁面面積及び8(1)建築物の壁面面積の欄については、地盤面から当該広告物又は掲出物件の上端までの高さが、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内において33メートルを超える場合にあっては33メートル、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域外において52メートルを超える場合にあっては52メートルまでの面積を記入してください。				

(日本工業規格 A 列4番)